

第八号の二様式 (平20内府令47・全改、平26内府令7・平26内府令49・令元内府令2・一部改正)

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【計算期間】 第 期 (自 年 月 日 至
年 月 日)

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第1 【管理会社の状況】

1 【概況】

(1) 【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】 (2)

(2) 【管理資産に係る法制度の概要】

(3) 【管理資産の基本的性格】

(4) 【管理資産の沿革】

(5) 【管理資産の管理体制等】

① 【管理資産の関係法人】

② 【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

③ 【管理資産の管理体制】

2 【管理資産を構成する資産の概要】

(1) 【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

(2) 【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

(3) 【管理資産を構成する資産の内容】

(4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】

3 【管理及び運営の仕組み】

(1) 【資産管理等の概要】

① 【管理資産の管理】

② 【管理報酬等】

③ 【その他】

(2) 【信用補完等】

- (3) 【利害関係人との取引制限】
- 4 【証券所有者の権利】
- 5 【管理資産を構成する資産の状況】
- (1) 【管理資産を構成する資産の管理の概況】
- (2) 【損失及び延滞の状況】 (3)
- (3) 【収益状況の推移】 (4)
- (4) 【買戻し等の実績】 (5)
- 6 【投資リスク】
- 第2 【管理資産の経理状況】
- 1 【主な資産の内容】 年 月 日
- I 管理資産残高
- 元本相当部分
- 利息相当部分
- II 証券所有者への利息支払基金の残高
- III 証券所有者への元本償還基金の残高
- IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高
- 2 【主な損益の内容】 (第 期) 自 年 月 日 至 年 月 日
- I 総収入
- 管理資産の回収額
- うち元本返済相当部分
- 利息相当部分
- その他の手数料収入
- 管理資産の再譲渡に伴う収入
- その他
- II 総費用
- 管理報酬
- 管理資産の維持管理費
- 信用補完手数料
- その他の手数料
- 管理資産の貸倒償却額
- うち元本相当部分
- 利息相当部分
- III 収入金 (又は損失金) (I－II)
- 3 【収入金 (又は損失金) の処理】 年 月 日
- 新たに管理資産に組み入れる資産への再投資
- 証券所有者への利息支払 (又は基金への積立)

証券所有者への償還（又は基金への積立）
管理資産の維持管理費（又は基金への積立）
その他

4 【監査等の概要】

第3 【証券事務の概要】

第4 【発行者及び関係法人情報】

1 【発行者の状況】

- (1) 【発行者の概況】
- (2) 【事業の概況】
- (3) 【営業の状況】
- (4) 【設備の状況】
- (5) 【経理の状況】
- (6) 【企業集団等の状況】
- (7) 【その他】 (6)

2 【原保有者その他関係法人の概況】

- (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
- (2) 【関係業務の概要】
- (3) 【資本関係】
- (4) 【経理の概況】
- (5) 【その他】 (7)

第5 【参考情報】 (8)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、この様式中「第4 発行者及び関係法人情報」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

- e 提出者が³、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下 e において「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等

- a 管理資産の流動化の仕組みの概要（発行者、原保有者（管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。）をいう。（5）において同じ。）、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- b 提出者が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。

(3) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、第五号の二様式の「記載上の注意」⑧に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」⑨に準じて記載すること。

(5) 買戻し等の実績

管理資産を構成する債権（管理資産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する債権）が一定の属性を有しない場合又は当該債権について一定の事由が生じた場合に原保有者その他の者が当該債権を取得する義務を負う場合には、当該取得に関する実績（当該取得がなされなかったことを含む。）を記載すること。

(6) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている場合を含む。（7）aにおいて同じ。））にあっては、6月以内）において、訴訟

事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

- b 上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。

(7) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内）において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

- b 上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。

(8) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。